

社会福祉法人かたるべ会 役員報酬規程

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人かたるべ会（以下、「当法人」という。）が、定款第8条及び第21の規定に従い、当法人の役員及び評議員に支払う報酬に関する事項を定めることを目的とする。

(適用の範囲)

第2条 この規程は定款第5条に規定する評議員及び第6条第2項に規程する評議員選任・解任委員及び第15条第1項に規定する役員に適用する。

2 前項の役員のうち、当法人の職員にはこの規程は適用しない。

第2章 報 酬

(評議員の報酬)

第3条 評議員の報酬は、評議員会への出席1回に対し、10,000円（費用の弁償を含む）を支給する。

(評議員選定・解任委員の報酬)

第4条 評議員選定・解任委員の報酬は、評議員選定・解任委員会への出席1回に対し、10,000円（費用の弁償を含む）を支給する。

(役員報酬)

第5条 役員報酬は、評議員会・理事会への出席1回に対し、10,000円（費用の弁償を含む）を支給する。

2 監事が当法人監査業務にて、当法人に訪れた際は1回に対し、10,000円を支給する。

附則

この規程は、2003年11月24日から施行する。

この規程は、2009年 4月 1日から施行する。

この規程は、2017年 2月 1日から施行する。